

通知預金

(2019年5月1日現在)

1. 商品名	通知預金
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. お預け入れ期間	・定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です)
4. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)最低お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・随時お預け入れいただけます。 ・50,000円 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。その通知預金をお預け入れいただいている取引店に限ります)
6. お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)お利息への課税 (5)金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を10,000円とした1年を365日とする日割計算。 ・個人のお客さま 20%(国税15%、地方税5%)*の源泉分離課税となります。 *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・法人のお客さま 総合課税となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまは、マル優をご利用いただけます。(別途マル優のお申込が必要です) ・店頭でご確認ください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時のお取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 預金保険	・預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。くわしくは窓口におたずねください。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる事項	—